

柴監告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 5 項の規定により実施した随時監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日

柴田町監査委員 大 宮 正 博

柴田町監査委員 桜 場 政 行

1 監査の種類

随時監査（地方自治法第 1 9 9 条第 5 項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

3 監査の概要

(1) 監査の対象

平成 2 9 年度工事請負・委託等契約（上期）

（平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 9 月 3 0 日までに締結した契約から抽出）

(2) 実施年月日及び対課等

| 実施年月日 | 監査対象課等 | 工事請負・委託等契約名 |
|-------------------------|--------|--|
| 平成 2 9 年 1 0 月 1 6 日 | 子ども家庭課 | 平成 29 年度子どもの貧困対策整備計画策定業務委託 |
| | 議会事務局 | 平成 29 年度議会中継配信システム導入委託 |
| | 健康推進課 | 国保情報集約システム対応改修委託 ほか 4 件 |
| | 総務課 | 平成 29 年度例規集更新データ作成業務委託 ほか 8 件 |
| | 商工観光課 | 平成 28 年度柴田町観光物産交流館増改築工事実施設計委託（繰越明許） ほか 11 件 |

| | | |
|-----------------|----------|---|
| 平成29年 10月17日 | 福祉課 | 臨時福祉給付金（経済対策分）支給業務システム 導入委託 ほか6件 |
| | 上下水道課 | 水道メーター新規購入 ほか35件 |
| | 給食センター | 平成29年度学校給食センター調理機器等リース その4 ほか2件 |
| | 教育総務課 | 平成29年度柴田町英語指導助手派遣業務委託 ほか13件 |
| | 税務課 | 平成29年度固定資産税標準宅地の時点修正に 関する業務委託 ほか2件 |
| 平成29年 10月18日 | 生涯学習課 | 平成29年度西住公民館土留復旧工事 ほか2件 |
| | まちづくり政策課 | 平成29年度予算説明書「よくわかる町の仕事と 予算」印刷製本業務 ほか9件 |
| | スポーツ振興課 | 平成29年度総合運動場管理委託 《現地調査》 ほか5件 |
| 平成29年 10月19日 | 町民環境課 | じん芥処理車(リフト車)リース（長期継続契約） |
| | 都市建設課 | 平成29年度町道街路樹剪定等委託 《現地調査》 ほか33件 |
| 平成29年 10月20日 | 農政課 | 平成29年度太陽の村枯れ木伐採処分委託 ほか17件 |
| | 財政課 | 平成29年度山下荘建物解体工事 ほか9件 |

(3) 監査の場所

柴田町監査委員事務局

(4) 監査の方法

契約について、事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

(5) 監査の結果

次に指摘する事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、事務執行上留意すべき事項は、文書又は口頭により指導した。

(指摘事項)

○観光地等整備事業委託料の算出について

観光施設や観光資源の整備などを行い、観光客の受け入れ態勢を推進し、観光客誘客と観光振興を図ることを目的として、シルバー人材センターへ観光施設等周辺

整備及びイベント等対応業務を委託している。

業務内容の一つとして除草・植栽・花木等管理業務があり、委託料の積算内容を見ると監督員手当が 216 日で算出されている。年間通しておよそ週 4 日の計算であるが、冬場等の花木管理は考えにくいものがある。花木等の管理業務以外の作業も行っているとのことであったが、仕様書の内容からは読み取れないものであった。

また、植栽の経費として必然的にかかる種や苗などは委託料の積算には含まれておらず、必要な物品を委託者が提供するのであれば、仕様書に記載すべきである。

仕様書には委託する業務の目的・内容はもとより、手順・年間の業務スケジュール・貸与品・提供品・報告書等の提出書類など業務に関する仕様を明確かつ詳細に定めていただきたい。

なお、業務完了後に提出される完了報告書等の内容を精査して委託内容を検証し、次年度以降に活かすことで事業の目的がより良い成果となると思われる。

○槻木生涯学習センター東面通路屋根設置工事に係る変更契約について

槻木生涯学習センターでは利用者の利便性を高めるため、雨天等の際に濡れずに移動できるように東面の外部通路に屋根を設置した。

当初設計に基づく契約では、屋根をかけるとともに外部通路の両サイドに門扉を設置する予定であったが、既存のドアの開閉に支障が生じることから、干渉する側への門扉の設置を取り止めた。このことは工期中の現場精査により起こり得ることであるが、当初設計になかった通路階段への手すり設置や、屋根への雨樋設置の追加工事を含めた変更契約も同時に行っていた。

設計変更にあたっては、工事中予見できない事態が発生した場合に行われるものであり、今回行った追加工事の内容は変更契約ではなく、別工事として契約するのが適切な処理であった。

手すりも雨樋も当初の計画段階において当然に考慮すべき必要な設備であり、設計に当たっては現状等を十分に精査・把握して施工し、安易に変更契約すべきではないことを理解し、適切な事務処理を実施していただきたい。

○委託業務における取得物品の管理について

町内小中学生の体力向上と運動習慣を身につけさせ、子供たちのスポーツに関する夢や思いの向上を図り、トップアスリート育成の体制づくりや指導者育成を目指したトップアスリート育成事業は平成 27 年度から開始し、平成 31 年度まで予定している今年度 3 年目の事業である。契約額 697 万円で仙台大学に業務委託し、体力運動能力の向上からスポーツ教室、放課後先生、トップアスリートからの指導など幅広い事業概要で実施している。

設計書ではスポーツ教室にかかる消耗品一式として 64 万円を計上し、備品としてビデオカメラと再生機の購入を見込んでいるが、契約書や仕様書には事業終了後の

物品の帰属先が記載されていない。委託業務において取得した物品は当該事業を遂行するためのみに使用しなければならず、原則として町の所有物であり、所有権を受託者に帰属させる特段の事情がある場合には、町の利益を損なわないかを慎重に検討し、契約書等にその旨も盛り込む必要がある。

また一式として積算している消耗品については、64万円の明細を記入すべきである。なお、使用中の消耗品については町に引き継ぐか受託者の所有物にするかを協議することを、契約書等に記載することが望ましい。

町の単独事業として行っているトップアスリート育成事業を今後も継続させていくために、明確な積算と事業内容にすることを切望する。